

議員提出第1号議案

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行財政改革に対する議会の姿勢を示すため議員の定数について並びに市町村合併により郡市の区域が変更されたこと等に伴い選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 議員の定数の改正

改正前	改正後
39人	37人

(2) 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の改正

改正前		改正後	
選挙区の名称	選挙すべき議員の数	選挙区の名称	選挙すべき議員の数
八束第1選挙区	1人	八束選挙区	1人
八束第2選挙区	1人	仁多選挙区	1人
八束第3選挙区	1人	簸川選挙区	1人
能義選挙区	1人	邑智選挙区	1人
仁多選挙区	1人	鹿足選挙区	1人
大原選挙区	2人	隠岐選挙区	1人
飯石選挙区	1人	松江選挙区	10人
簸川第1選挙区	1人	浜田選挙区	3人
簸川第2選挙区	1人	出雲選挙区	7人
簸川第3選挙区	1人	益田選挙区	3人
邑智選挙区	2人	大田選挙区	2人
那賀選挙区	1人	安来選挙区	2人
鹿足選挙区	1人	江津選挙区	1人
隠岐選挙区	1人	雲南・飯石選挙区	3人
松江選挙区	7人		
浜田選挙区	2人		
出雲選挙区	4人		
益田・美濃選挙区	3人		
大田・邇摩選挙区	2人		
安来選挙区	2人		
江津選挙区	1人		
平田選挙区	2人		

(3) 引用する項の整理

3 施行期日

この条例の公布の日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から施行する。